

○野洲市同和对策事業に係る固定資産税減免取扱要綱

平成17年4月1日
告示第24号

(趣旨)

第1条 旧地域改善対策特別措置法(昭和57年法律第16号)第1条に規定する地域(以下「対象地域」という。)に対する固定資産税の減免については、[野洲市税条例\(平成16年野洲市条例第60号\)第71条第1項](#)及び[野洲市税条例施行規則\(平成16年野洲市規則第53号。以下「規則」という。\)](#)第14条第1項に定めるもののほか、[この告示](#)に定めるところによる。

(平24告示30・一部改正)

(対象者)

第2条 [規則第14条第1項第8号](#)に規定する固定資産税の減免の対象となる者の基準は、減免を受けようとする年度の前年度の市民税の課税標準額が4,000,000円以下で、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 対象地域内に土地及び家屋を有している者
- (2) 対象地域に居住している者
- (3) 減免申請時点において市税に滞納がない者

(平22告示71・全改、平24告示30・一部改正)

(減免の率)

第3条 平成24年度から平成26年度までの各年度における[規則第14条第1項第8号](#)に規定する固定資産税の減免の率は、[次の各号](#)に定める率とする。

- (1) 平成24年度分の固定資産税 10分の3
- (2) 平成25年度分の固定資産税 10分の2
- (3) 平成26年度分の固定資産税 10分の1

(平24告示30・追加)

(その他)

第4条 [この告示](#)に定めるもののほか、減免の取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定める。

(平22告示71・旧第5条繰上、平24告示30・旧第3条繰下)

付 則

(施行期日)

1 [この告示](#)は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 [この告示](#)の施行の日の前日までに、野洲町同和对策事業にかかる固定資産税減免取扱要綱(平成14年野洲町告示第89号)の規定によりなされた手続その他の行為は、[この告示](#)の相当規定によりなされたものとみなす。

付 則(平成22年告示第71号)

(施行期日)

1 この告示は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の野洲市同和对策事業に係る固定資産税減免取扱要綱(以下「改正後の要綱」という。)の規定は、平成22年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成21年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(平成22年度から平成24年度までの各年度分の減免の特例)

3 改正後の要綱第2条の規定にかかわらず、減免を受けようとする年度の前年度の市民税の課税標準額が4,000,000円を超える者についても平成22年度から平成24年度までの各年度分の固定資産税に限り、減免の対象とする。この場合において、減免の率は、次の各号に掲げる区分により、当該各号に定める率とする。

- (1) 平成22年度分の固定資産税 10分の3
- (2) 平成23年度分の固定資産税 10分の2
- (3) 平成24年度分の固定資産税 10分の1

付 則(平成24年告示第30号)

(施行期日)

1 この告示は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の野洲市同和対策事業に係る固定資産税減免取扱要綱の規定は、平成24年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成23年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。